

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<21~25項>

資料6

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野1 道路 (1)歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	歩道の整備	歩道確保が可能な幅員の道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、高齢者や障害のある人等が支障なく利用できる歩道づくりを進めます。	歩道の整備が必要な道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、歩道づくりを進めます。			道路下水道課
2	簡易な歩道がある道路の整備	簡易な歩道がある準幹線道路のマウンドアップ歩道については、路面排水や歩道が片側のみにあるか、または両側にあるかなどの状況、ガードレールの設置状況、自動車交通量などを考慮し、可能な限り平坦な歩道づくりに努め、道路の状況に応じた歩道の高さについては、一定の基準を設けることにより、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。	簡易な歩道については「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、マウンドアップ歩道をセミフラット歩道に改修するなど、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。			道路下水道課
3	幅員の狭い生活道路の整備	歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等が安全で円滑に通行できるように、車両速度の抑制や、歩行者の安全対策としてイメージハンプや注意喚起などの路面標示、外側線の内側を彩色し歩行空間を明示することなど、段差や支障物をできるだけ設置しない方向での整備を進めます。安全対策としての防護柵、カーブミラー、安全標識等は、車いす利用者の通行にも考慮して設置します。	福生市狭あい道路整備要綱に基づき、拡幅整備を進めます。歩行者の安全対策として、路面標示、外側線の整備等に取り組みます。			道路下水道課

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	バス停留所の整備	高齢者や障害のある人、ベビーカー利用者等のバスの乗り降りには、十分なスペースの確保と整備が必要であり、ノンステップバスやリフト付きバス等の車両の導入が進められているため、バス停留所のバリアフリー化を推進します。なお、歩道幅員が不十分な道路や歩道がない道路のバス停留所については、現況に応じて対応可能なバリアフリー化に努めます。	歩道の改良にあわせてバス停留所のバリアフリー化を進めます。			道路下水道課
5	休憩スポット、ベンチ等の整備	高齢者や障害のある人にとって、長い距離を歩くことには困難が伴うため、沿道に公園などが無い市の幹線道路には、休憩スポット、ベンチ等の設置に努めます。	市道整備の際に、道路用地にゆとりのある場合は、休憩スポット、ベンチ等の設置について検討します。			道路下水道課
6	バリアフリー対応型信号機の整備	高齢者や障害のある人等が道路を横断するには危険を伴うため、音声式信号機や色弱者にとって色の識別がしやすい信号機の設置、車いす利用者や児童が利用しやすい押しボタン式信号機の設置、押しボタンを押すことができない障害のある人等のための交通弱者用信号機設置を東京都に要望していきます。	障害者団体等の要望により音声式や触れる程度の力で作動できるタッチ式信号機の設置を要望していきます。			道路下水道課
7	道路標識等案内表示の設置	道路標識等案内表示については、歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。	歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。			道路下水道課

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
8	道路占有者、 市民への啓発	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占用者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占用者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。			道路下水道課
9	無電柱化の整備	道路上の電線類を地中に埋設し、電柱や電線類をなくすことにより、災害時の電柱倒壊をなくし、歩行者や車椅子利用者が安全に通行しやすくなります。	道路上の電線類を地中に埋設し、電柱や電線類をなくすことにより、災害時の電柱倒壊をなくし、歩行者や車椅子利用者が安全に通行しやすくなるよう整備します。			道路下水道課

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<21~25項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野1 道路

(2) 区域等を定めた道路づくり

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	福生駅を中心とする区域の整備	東西の駅前広場の整備や駅周辺の一体的な面的整備、保健センターに至るまでの富士見通りの整備を進めます。また、西口から福生中央体育館までの経路や周辺の生活道路については、中福生公園付近の歩道改良を東京都に要望します。	駅前や駅周辺の整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき整備します。 中福生公園付近の主要地方道立川・青梅線(第29号)奥多摩街道の歩道改良整備については、整備方法等について東京都建設局西多摩建設事務所に要望します。			道路下水道課
2	牛浜駅を中心とする区域の整備	市民会館、中央図書館など公共施設への経路や周辺の生活道路について、歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。	歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。			道路下水道課
3	拝島駅を中心とする区域の整備	拝島駅への経路となる主要な市道のバリアフリー等を図っていきます。なお、それらの道路の中には、幅員の関係で整備が困難なものもありますが、現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。	現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。			道路下水道課
4	熊川駅、東福生駅を中心とする区域の整備	駅舎の改良等は具体的な計画が未定であるため、周辺の道路状況を調査し、必要に応じバリアフリー化、案内標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。			道路下水道課

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<21~25項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野1 道路 (5)市民参加による道路のバリアフリー等

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)		所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		具体的な計画など		
1	看板、商品その他物品の撤去	道路上に看板や商品その他物品を置かないよう、商店会等を通じて事業者に協力を求めています。	道路上に看板や商品その他物品を無断で設置し、歩道の幅員や視覚障害者誘導用ブロック等を支障しないよう、商店会等を通じて事業者に協力を求めています。					道路下水道課
2	放置自転車等の根絶	道路及び歩道への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないようPRします。 特に福生駅周辺は、銀行や商店などへの来客の自転車と放置自転車等との区別がつかない場合もあり、事業者の協力を得ながら、駐輪マナーの徹底、放置自転車等の根絶に努めています。	シルバー人材センターによる放置自転車撤去保管業務を実施します。駅前クリーンキャンペーンを実施し自転車利用者及び駅周辺の事業者に協力を呼びかけます。					道路下水道課
3	自動車の駐車、停車及び運転マナー	歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めるよう、福生警察署並びに交通安全推進委員会、その他関係機関と連携・協力し、PRに努めています。	全国交通安全運動期間中の交通安全推進委員会の立哨活動、また安全講習会を開催し市民へ運転マナーの向上を呼びかけます。					道路下水道課
4	樹木、植栽等の剪定	樹木の枝や植栽などを宅地から道路側に出さないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みについて、協力を求めています。	樹木の枝や植栽などが宅地から道路側に出ることで、歩道や視覚障害者誘導用ブロックを害しないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みの協力を求めています。					道路下水道課

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<21~25項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野1 道路

(6)その他の道路整備

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	国道及び都道のバリアフリー整備を要請	国道及び都道については、整備状況、今後の整備計画等を把握のうえ、必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。	必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。			道路下水道課

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<26~27項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野2 駅

(1) 駅の整備の推進

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)		所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		具体的な計画など		
1	福生駅等の整備	福生駅は、市の中心の駅であり、市の顔とも言えることから、西口周辺開発など駅周辺の整備に合わせ更に整備を進めます。	道路整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、バリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。					道路下水道課
2	牛浜駅の整備	市民会館や福生野球場、中央図書館などの市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。	道路整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。					道路下水道課
3	東福生駅の整備	エレベーターの設置などバリアフリー化に向けて検討を行います。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等を通じて要請・要望を行うとともに、東福生駅のバリアフリー化へ向け、令和2年度実施の調査を基にJRと引き続き協議を行います。					まちづくり計画課
4	熊川駅の整備	必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等を通じて要請・要望を行います、					まちづくり計画課
5	鉄道事業者への要望、要請	駅のバリアフリー化を進めるため、鉄道事業者への継続した要望、要請に努めています。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等を通じて要請・要望を行います、					まちづくり計画課

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
6	バリアフリー法に基づく基本構想の作成	<p>駅周辺の一体的な市街地開発事業を計画する場合などにおいては、バリアフリー法に基づく「基本構想」を作成し、駅及び周辺道路、広場等の重点的なバリアフリー等を推進します。</p>	<p>「基本構想」を作成する際には、関係部署と連携し、バリアフリー等を推進します。</p>			社会福祉課
			<p>福生駅西口再開発事業においては事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。</p>			まちづくり計画課



# 第4期福生市バリアフリー推進計画<28~32項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野3 建築物

(1)施設・設備の設置及び改修等

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	敷地内通路の整備	高齢者や障害のある人等が道路から建物の入口に円滑に到達できるよう、敷地内通路を整備します。	個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。			施設所管課 (行政管理課)
			庁舎及びむくせい会館は、道路から建物入口付近にかけ、バリアフリー設計になっており、円滑に到達できるよう整備されていることから、本年度中には計画の対象となる事業を行う予定はありません。 本年度は通行に支障がないよう日常的に点検を実施し、維持管理に努めます。			(契約管財課)
			敷地内通路整備済のため、改修等の計画はありません。			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			既存通路の維持管理を行います。			(協働推進課)
			障害者が建物の入口に円滑に到達できるよう、敷地内通路の維持管理に努めます。			(障害福祉課)
			【福祉センター】 実施済みです。 修繕などを行う際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(介護福祉課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	敷地内通路の整備	高齢者や障害のある人等が道路から建物の入口に円滑に到達できるよう、敷地内通路を整備します。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(健康課)
			本年度中に対象となる箇所はありません。 対象となる事業が行われる際には、実施できるように他部署と連携いたします。			(子ども家庭支援課)
			【西口再開発】 事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)
			学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			(教育総務課)
			平成29年度に建築した防災食育センターは整備済です。今後良好な維持管理に努めます。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	敷地内通路の整備	高齢者や障害のある人等が道路から建物の入口に円滑に到達できるよう、敷地内通路を整備します。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(公民館)
			中央図書館改良事業の実実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》
2	障害者用駐車スペース等の確保	建物入口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。	個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。			施設所管課 (行政管理課)
			庁舎及びむくせい会館の建物入口近くに障害者用駐車スペースを確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。			(契約管財課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
2	障害者用駐車スペース等の確保	建物入口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。	障害者用駐車スペース確保済のため、改修等の計画はありません。			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(協働推進課)
			車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるように、継続して障害者用駐車スペース等を確保していきます。			(障害福祉課)
			【福祉センター】 実施済みです。 修繕などを行う際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(介護福祉課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(健康課)
			障害者専用スペースは確保されていません。新たに設けることは想定していません。			(子ども家庭支援課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
2	障害者用駐車スペース等の確保	建物入口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。	【西口再開発】 事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)
			学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			(教育総務課)
			平成29年度に建築した防災食育センターは整備済です。今後良好な維持管理に努めます。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(公民館)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
2	障害者用駐車スペース等の確保	建物入口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。	中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》
3	段差の解消及び手すりの設置	建物入口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。	個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。			施設所管課 (行政管理課)
			庁舎及びもくせい会館は、建物入口や通路の段差は解消されており、トイレ、スロープ等には手すりが設置され、バリアフリー設計になっていることから、本年度中には計画の対象となる事業が行う予定はありません。本年度は破損の把握等、日常的に点検を実施し維持管理に努めます。			(契約管財課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(環境課) 《ごみ対策係》
		本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(環境課) 《リサイクルセンター係》	

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	段差の解消及び手すりの設置	建物入口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。	これらの既存設備の維持管理を行います。			(協働推進課)
			段差のない通路及び手すりの維持管理に努めます。			(障害福祉課)
			【福祉センター】 実施済みです。 修繕などを行う際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(介護福祉課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(健康課)
			本年度中に対象となる箇所はありません。 対象となる事業が行われる際には、実施できるように他部署と連携いたします。			(子ども家庭支援課)
			【西口再開発】 事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	段差の解消及び手すりの設置	建物入口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。	学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			(教育総務課)
			平成29年度に建築した防災食育センターは通路を除き整備済みです。今後良好な維持管理に努めます。通路については、現在計画の対象となる事業はありませんが、今後対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知を図ります。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある箇所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(公民館)
			中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づき整備を協議します。			(図書館)



No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	段差の解消及び手すりの設置	建物入口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。	中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》
4	トイレの整備	施設には、車いす利用者や乳幼児を連れた人などが支障なく利用できるよう、だれでもトイレを設置します。また、利用者が分かりやすいように、だれでもトイレの表示板も設置していきます。また、既設の障害者用トイレには、ベビーチェア、ベビーベッドを併設していきます。 一般用トイレの便器のうち最低ひとつは腰掛け式(洋式)とし、男子小便器を設ける場合、最低ひとつは床置き式のもの(便器の位置が通常より低い位置にあるもの)を設置します。	個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。			施設所管課 (行政管理課)
			庁舎及びむくせい会館は、誰もが支障なく利用できるだれでもトイレを設置し、分かりやすい表示板の設置、ベビーベッドを併設する等、バリアフリー設計になっていることから、本年度中に計画の対象となる事業を行う予定はありません。 本年度は破損の把握等、日常的に点検を実施し維持管理に努めます。			(契約管財課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある箇所がないかの状況把握を行います。			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(協働推進課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	トイレの整備	<p>施設には、車いす利用者や乳幼児を連れた人などが支障なく利用できるよう、だれでもトイレを設置します。また、利用者が分かりやすいように、だれでもトイレの表示板も設置していきます。また、既設の障害者用トイレには、ベビーチェア、ベビーベッドを併設していきます。</p> <p>一般用トイレの便器のうち最低ひとつは腰掛け式(洋式)とし、男子小便器を設ける場合、最低ひとつは床置き式のもの(便器の位置が通常より低い位置にあるもの)を設置します。</p>	<p>障害者等が支障なく利用できるトイレの維持管理に努めます。</p>			(障害福祉課)
			<p>【福祉センター】 実施済みです。 修繕などを行う際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。</p>			(介護福祉課)
			<p>本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。保健センターでは乳幼児向け事業が多数実施されるため、授乳室及びおむつ替えベッド等を継続して設置するとともに、また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。</p>			(健康課)
			<p>すでに整備済みで、本年度中に対象となる箇所はありません。</p>			(子ども家庭支援課)
			<p>【西口再開発】 事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。</p>			(まちづくり計画課)
			<p>学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。</p>			(教育総務課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	トイレの整備	<p>施設には、車いす利用者や乳幼児を連れた人などが支障なく利用できるよう、だれでもトイレを設置します。また、利用者が分かりやすいように、だれでもトイレの表示板も設置していきます。また、既設の障害者用トイレには、ベビーチェア、ベビーベッドを併設していきます。</p> <p>一般用トイレの便器のうち最低ひとつは腰掛け式(洋式)とし、男子小便器を設ける場合、最低ひとつは床置き式のもの(便器の位置が通常より低い位置にあるもの)を設置します。</p>	平成29年度に建築した防災食育センターは整備済です。今後良好な維持管理に努めます。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(公民館)
			中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	標示・誘導の改善	<p>高齢者や障害のある人等が道路から施設の目的の場所へ円滑に到達できるよう、だれもがわかりやすい案内表示、誘導ブロックなどの設置に努めます。</p> <p>また、階段の点状ブロックについては、順次整備します。</p>	<p>個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。</p>			施設所管課 (行政管理課)
			<p>庁舎及びむくせい会館の出入口付近、また建物内随所に案内表示を設置し、目的の場所へ到達できるよう努めます。</p> <p>階段の点状ブロックは整備済ですので、日常的に点検を実施し維持管理に努めます。</p>			(契約管財課)
			<p>本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。</p> <p>対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。</p>			(環境課) 《ごみ対策係》
			<p>本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。</p> <p>対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。</p>			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			<p>これらの既存設備の維持管理を行います。</p>			(協働推進課)
			<p>障害者等が施設を支障なく利用できるよう、案内表示、誘導ブロック等の維持管理に努めます。</p>			(障害福祉課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	標示・誘導の改善	高齢者や障害のある人等が道路から施設の目的の場所へ円滑に到達できるよう、だれもがわかりやすい案内表示、誘導ブロックなどの設置に努めます。 また、階段の点状ブロックについては、順次整備します。	【福祉センター】 実施済みです。 修繕などを行う際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(介護福祉課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(健康課)
			本年度中に対象となる箇所はありません。 対象となる事業が行われる際には、実施できるように他部署と連携いたします。			(子ども家庭支援課)
			【西口再開発】 事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)
			学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			(教育総務課)
			平成29年度に建築した防災食育センターは整備済みです。今後良好な維持管理に努めます。			(教育支援課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	標示・誘導の改善	高齢者や障害のある人等が道路から施設の目的の場所へ円滑に到達できるよう、だれもがわかりやすい案内表示、誘導ブロックなどの設置に努めます。 また、階段の点状ブロックについては、順次整備します。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(公民館)
			中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
6	出入口(主要な出入口)の整備	<p>現在手動式となっている施設の主要な出入口については、順次、自動ドアを設置します。</p> <p>また、その他の出入口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。</p>	<p>個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。</p>			施設所管課 (行政管理課)
			<p>庁舎及びむくせい会館の主要な出入口は自動ドアを設置していることから、本年度中に計画の対象となる事業を行う予定はありません。</p> <p>本年度は、日常的に点検を実施し維持管理に努めます。</p>			(契約管財課)
			<p>自動ドア設置済のため、改修等の計画はありません。</p>			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			<p>主要な出入口には自動ドアが設置されています。</p> <p>その他については、本年度中に計画の対象となる事業が行われる予定はありません。</p> <p>対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。</p>			(協働推進課)
6	出入口(主要な出入口)の整備	<p>現在手動式となっている施設の主要な出入口については、順次、自動ドアを設置します。</p> <p>また、その他の出入口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。</p>	<p>出入口の自動ドアの維持管理に努めます。</p>			(障害福祉課)
			<p>【福祉センター】 実施済みです。</p> <p>修繕などを行う際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。</p>			(介護福祉課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
6	出入口(主要な出入口)の整備	<p>現在手動式となっている施設の主要な出入口については、順次、自動ドアを設置します。</p> <p>また、その他の出入口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。</p>	<p>保健センターの市民が利用する出入口は自動ドアであるため、今後も安全に利用できるよう定期的に点検を実施します。</p>			(健康課)
			<p>すでに整備済みで、本年度中に対象となる箇所はありません。</p>			(子ども家庭支援課)
			<p>【西口再開発】</p> <p>事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。</p>			(まちづくり計画課)
			<p>学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。</p> <p>また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。</p>			(教育総務課)
			<p>平成29年度に建築した防災食育センターは整備済みです。今後良好な維持管理に努めます。</p>			(教育支援課)
			<p>本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。</p> <p>対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。</p> <p>また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。</p>			(生涯学習推進課)



No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
6	出入口(主要な出入口)の整備	<p>現在手動式となっている施設の主要な出入口については、順次、自動ドアを設置します。</p> <p>また、その他の出入口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。</p>	<p>本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。</p> <p>大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。</p>			(スポーツ推進課)
			<p>本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。</p> <p>対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。</p>			(公民館)
			<p>中央図書館改良事業の実実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。</p>			(図書館)
			<p>中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。</p>			施設公園課 《建築営繕グループ》
7	エレベーターの整備	<p>エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。</p>	<p>個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。</p>			施設所管課 (行政管理課)
			<p>庁舎及びむくせい会館はエレベーターが設置されていることから、本年度に計画の対象となる事業を行う予定はありません。</p> <p>本年度は、日常的にエレベーター保守事業者により点検を実施し、維持管理に努めます。</p>			(契約管財課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
7	エレベーターの整備	エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			既設のエレベーターについて、保守点検を委託により実施します。			(協働推進課)
			エレベーターの維持管理に努めます。			(障害福祉課)
			【福祉センター】 実施済みです。 修繕などを行う際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(介護福祉課)
			保健センターにはエレベーターが既に設置されているため、今後も安全に利用できるように定期的に点検を実施します。			(健康課)
			すでに整備済みで、本年度中に対象となる箇所はありません。			(子ども家庭支援課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
7	エレベーター の整備	エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。	【西口再開発】 事業者選定にあたり、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)
			学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			(教育総務課)
			平成29年度に建築した防災食育センターは整備済みです。今後良好な維持管理に努めます。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(公民館)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
7	エレベーターの整備	エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。	中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事設計委託 中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》
8	観覧席・客席の整備	観覧席・客席については、出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に車いす利用者のスペースを確保します。 また、今後、大規模な改修工事が行われる際には、高齢者や障害のある人等のために、集団補聴設備の設置に配慮します。	個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。			施設所管課 (行政管理課)
			【西口再開発】 事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
8	観覧席・客席の整備	<p>観覧席・客席については、出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に車いす利用者のスペースを確保します。</p> <p>また、今後、大規模な改修工事が行われる際には、高齢者や障害のある人等のために、集団補聴設備の設置に配慮します。</p>	<p>本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。</p> <p>対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。</p>			(公民館)
			<p>改修に備え、各施設の車いす利用者のスペース、集団補聴設備の調査を行います。</p>			施設公園課 《建築営繕グループ》
9	子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	<p>乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。</p>	<p>個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。</p>			施設所管課 (行政管理課)
			<p>庁舎及びもくせい会館は、既に授乳及びおむつ替えの場所を設置していることから、本年度に計画の対象となる事業を行う予定はありません。</p> <p>本年度は、日常的に点検を実施し維持管理に努めます。</p>			(契約管財課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(環境課) 《ごみ対策係》
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(協働推進課)
			対象事業なし。			(障害福祉課)
			【福祉センター】 実施済みです。 修繕などを行う際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(介護福祉課)
			保健センター施設内に授乳室およびおむつ替えベッド等を継続して設置する。			(健康課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。	すでに整備済みで、本年度中に対象となる箇所はありません。			(子ども家庭支援課)
			【西口再開発】 事業者選定にあたり、「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業実施要綱」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)
			学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			(教育総務課)
			平成29年度に建築した防災食育センターは整備済みです。今後良好な維持管理に努めます。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある箇所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	乳幼児を連れて人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(公民館)
			中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》



# 第4期福生市バリアフリー推進計画<28~32項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野3 建築物 (2) 公共施設のバリアフリー化の推進

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	体育施設のバリアフリーの推進	高齢者や障害のある人等に配慮し、だれもが体育施設を利用できるよう敷地内通路、観戦スペース、だれでもトイレ、シャワー室の整備など、バリアフリー化に努めます。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			スポーツ推進課
			体育施設の改修に備え、バリアフリー化の調査を行います。			施設公園課 《建築営繕グループ》
2	生涯学習施設のバリアフリーの推進	生涯学習活動が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組めるよう、学習施設のバリアフリーを図り、市が主催する事業、市民が参加する事業については、だれもが支障なく参加できるよう配慮します。	既存設備の維持管理を行うとともに、対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			施設所管課 (協働推進課)
			すでに整備済みで、本年度中に対象となる箇所はありません。			(子ども家庭支援課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
2	生涯学習施設のバリアフリーの推進	生涯学習活動が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組めるよう、学習施設のバリアフリーを図り、市が主催する事業、市民が参加する事業については、だれもが支障なく参加できるよう配慮します。	平成29年度建築した防災食育センターでは、対象外です。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)
			市の公共施設等改修計画に沿って対応していきます。			(公民館)
			中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	施設のバリアフリー整備状況の把握	各施設の管理担当者が、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設のバリアフリー整備状況を把握します。	個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。			施設所管課 (行政管理課)
			庁舎及びもくせい会館について、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に沿った整備状況が維持されているか状況を把握します。			(契約管財課)
			バリアフリーの整備状況を確認します。			(環境課) 《ごみ対策係》
			バリアフリーの整備状況を確認します。			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			平成9年建築の福東会館について、バリアフリーの整備状況を確認します。			(協働推進課)
			障害者が利用する施設として整備されているため、バリアフリー対応となっていますが、常に状況把握に努めます。			(障害福祉課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	施設のバリアフリー整備状況の把握	各施設の管理担当者が、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設のバリアフリー整備状況を把握します。	【福祉センター】 本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握に努めます。			(介護福祉課)
			保健センターについてバリアフリーの整備状況を確認します。			(健康課)
			すでに整備済みで、本年度中に対象となる箇所はありません。			(子ども家庭支援課)
			【西口再開発】 事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)
			学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			(教育総務課)
			平成29年建築の防災食育センターについて、バリアフリーの整備状況を確認します。			(教育支援課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	施設のバリアフリー整備状況の把握	各施設の管理担当者が、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設のバリアフリー整備状況を把握します。	バリアフリー整備状況の把握を行います。			(生涯学習推進課)
			所管している体育施設について、バリアフリーの整備状況を確認します。			(スポーツ推進課)
			昭和45年建築のさくら会館、昭和54年建築の松林会館、昭和55年建築の白梅会館について、バリアフリーの整備状況を確認します。			(公民館)
			各図書館のバリアフリー整備状況を確認します。			(図書館)
4	設計業者等との協議	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。			施設所管課 (行政管理課)
			本年度、庁舎及びむくせい会館については、新設、改修等の予定はございませんが、今後新設、改修等の際はユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、設計業者等と十分協議を行います。			(契約管財課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	設計業者等との協議	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	本年度には計画はありませんが、当該施設の新築、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。			(環境課) 《ごみ対策係》
			本年度には計画はありませんが、当該施設の新築、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。			(環境課) 《リサイクルセンター係》
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(協働推進課)
			施設の改修等を行う際には、ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。			(障害福祉課)
			<b>【福祉センター】</b> 本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(介護福祉課)
			保健センターの移転が計画されている福生駅西口地区公共施設整備にあたっては、関係部署と連携しバリアフリーの整備について検討します。			(健康課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	設計業者等との協議	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	本年度中に対象となる箇所はありません。対象となる事業が行われる際には、実施できるように他部署と連携いたします。			(子ども家庭支援課)
			【西口再開発】 事業者選定にあたり、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。また、公益施設の設置にあたり、所管課と調整し、基準を満たしているか経過観察をします。			(まちづくり計画課)
			学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、改修時等には十分な協議を行います。			(教育総務課)
			平成29年度に建築した防災食育センターは整備済みです。今後良好な維持管理に努めます。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	設計業者等との協議	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(公民館)
			中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》



# 第4期福生市バリアフリー推進計画<28~32項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野3 建築物 (3)民間施設・住宅のバリアフリー化の推進

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)		所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		具体的な計画など		
1	自立支援住宅改修給付	65歳以上で、手すり・床段差の解消などについて住宅改修が必要と認められる方について、費用の一部を助成します。	継続実施 目標30件					介護福祉課
2	東京都福祉のまちづくり条例に基づく助言・指導	東京都が定めた「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物などの新設・改修等をする場合に指導・助言を行います。	設計業者等の事業者に対し、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、当該条例の対象となる施設の新設・改修時における指導・助言を行います。					社会福祉課
3	保育施設の整備	保育園園舎の建替え等の施設整備において、玄関、通路、保育室等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努めるよう、指導・助言を行います。	市内保育園から施設整備の相談があった場合は、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努めるよう、指導・助言を行います。					子ども育成課

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<33~34項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

## 分野4 都市公園 (1)だれもが利用しやすい公園の整備

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	出入口や園路の整備	出入口や園路については、だれもが円滑に移動できるよう、段差の解消を図るとともに、スロープ(傾斜路)や手すり、わかりやすい案内表示の整備に努めます。	公園の整備及び改修時には、東京都福祉のまちづくり条例の基準に適合するよう、整備を進めていきます。			施設公園課 《施設公園グループ》
2	遊具の整備	公園の遊具については、だれもが使えるよう、ユニバーサルデザインのものを採用し、整備に努めます。	健康遊具において、ユニバーサルデザインのピクトサイン(説明板)を採用し、整備を進めていきます。			施設公園課 《施設公園グループ》
3	トイレの整備	だれでもトイレを設置するなど、高齢者や障害のある人、乳幼児を連れた人の利用に支障がないトイレの整備に努めます。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(環境課) 《ごみ対策係》
			現在のユニバーサルデザイン以外のトイレについては、誰でも支障なく利用できるようなトイレの更新時等の際に整備に努めていきます。			施設公園課 《施設公園グループ》
4	障害者用駐車スペースの確保	駐車場が確保されている公園については、障害者用駐車スペースを確保します。	駐車場が確保されている公園で、障害者用駐車スペースが確保されていない公園(対象公園3か所中2か所については設置済みです。)については、障害者用駐車スペースを確保していきます。			施設公園課 《施設公園グループ》

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	憩いの場の整備	公園が市民にとって快適でうるおいのある憩いの場となり、だれもが支障なく利用できるよう、施設の整備に努めます。	公園パトロール等により、点検を実施し、施設の補修、樹木の管理等を適切に行い、市民に憩いの場を提供していきます。			施設公園課 《施設公園グループ》
6	公園ボランティア制度の実施	公園ボランティア制度を広く市民に周知し、地域住民に清掃等の管理を依頼することにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めていきます。	「公園ボランティア制度」を広く市民に周知し、多くの地域住民に公園の維持管理に参加してもらうことにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めていきます。			施設公園課 《施設公園グループ》
7	公園・緑地整備計画の策定	公園・緑地76か所について、バリアフリー法施行によるユニバーサルデザイン化等、バリアフリーの視点に立った整備計画を策定します。	公園・緑地76か所について、バリアフリー法施行によるユニバーサルデザイン化等、バリアフリーの視点に立った整備計画を策定します。			施設公園課 《施設公園グループ》

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<35項>

基本目標1

施設等のバリアフリー

分野5 学校施設 (1)学校施設のバリアフリー

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	学校施設のバリアフリー化の推進	学校施設については、「学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月)」や関係省庁の施設補助事業を考慮しながら、施設のバリアフリー化に努めていきます。	学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			教育総務課
			学校施設の改修に備え、バリアフリー化の調査を行います。			施設公園課 《建築営繕グループ》

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<36~37項>

基本目標2

心のバリアフリー

分野1 学校教育と生涯学習 (1)心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)		所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		具体的な計画など		
1	人権教育の推進	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくするため、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進します。	全校において、東京都教育委員会「人権教育プログラム」を活用し、人権教育全体計画及び年間指導計画に基づき、児童・生徒の人権意識を高める人権教育を推進します。					教育指導課
2	特別支援教育の推進体制の整備	福生市特別支援教育計画第二期第二次実施計画に基づき、組織的、計画的に特別支援教育の推進体制を整えていきます。	令和2年度に全校開設した中学校特別支援教室の充実を図ります。					教育支援課
3	市民への普及・啓発	市民へのバリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を図ることにより、高齢者や障害のある人等への思いやり意識を高め、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進します。	全庁を挙げてバリアフリー、ユニバーサルデザイン等を推進するため、全課各職員に対して、『第4期福生市バリアフリー推進計画』の内容等について周知、徹底するよう協力を促します。 また、バリアフリーの取組について広報紙に掲載し、市民への普及・啓発に努めます。					全課 (社会福祉課)
4	心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発	<b>ア 学習講座の開催</b> 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインを普及させるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション、福祉、人権など、関連する分野の学習講座の定期的な開催等に努めます。 <b>イ ポスターの作成、掲示等及びホームページへの掲載</b> ポスターやホームページにより、市民へ心のバリアフリー・ユニバーサルデザインという言葉や内容をPRし、啓発に努めます。	<b>ア 学習講座の開催</b> 福祉、人権などの講座を継続的に実施します。 <b>イ ポスターの作成、掲示等及びホームページへの掲載</b> ポスターやホームページ等を活用して成年学級にじのはらっぱの周知を行います。					公民館

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	ボランティア活動の推進	高齢者や障害のある人へのボランティア活動を推進し、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインへ通じる市民の心を育てていきます。	地域まなびあいボランティア制度を活用した、高齢者施設等でのボランティア活動を推進します。			生涯学習推進課
			青年学級にじのはらっぱに係るボランティア・スタッフの研修等を実施します。			公民館
6	高齢者や障害のある人との交流の促進	保育所や幼稚園に通う幼児期のころから地域の老人クラブや高齢者施設、障害者施設、地域の団体、グループ等の高齢者や障害のある人との交流を奨励していきます。	高齢者や障害者との地域での交流については、新型コロナウイルスの影響により、中止する予定です。			公民館

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<38~39項>

基本目標2

心のバリアフリー

分野2 環境整備 (1)心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの環境整備

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実	市が実施しているイベントやスポーツ教室、レクリエーション事業、教養講座の中には、身体的な理由で市民の平等な参加が困難な事業があるため、だれもが参加できる事業の実施に努めるとともに、高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実を図ります。	全庁を挙げてバリアフリー、ユニバーサルデザイン等を推進するため、全課各職員に対して、『第4期福生市バリアフリー推進計画』の内容等について周知、徹底するよう協力を促します。			全課 (社会福祉課)
2	近隣の高齢者や障害のある人等への配慮	近隣に住む高齢者や障害のある人等が困っているときには、思いやりを持ち地域全体で見守り、非常時には地域住民が協力して避難誘導できるような環境づくりに努めます。	災害時の避難行動要支援者について、対象者の避難情報等を得た場合は、市へ情報提供いただけるよう、民生委員・児童委員に協力依頼を行います。			社会福祉課
			平成30年度に全戸配布した「災害時の避難誘導 障害者を支援する時のポイント」をホームページや窓口等で配布し、引き続き周知を図ります。			障害福祉課
			社会福祉協議会に対し、福祉活動専門員補助金を交付することで、小地域福祉活動を支援します。			介護福祉課
3	身体障害者補助犬同伴者への理解の促進	「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号)の施行により、官公庁等の公共機関や公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等においては、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を拒んではならないことになっているため、市民及び民間事業者が同法の趣旨を理解し、身体障害者補助犬同伴者の社会参加促進に協力できるよう、広報等でPRしていきます。	広報・ホームページで周知を図ります。			障害福祉課

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	障害のある人の支援	<b>ア 使用料の減免、入場料の軽減</b> 障害のある人の社会参加促進を図るため、市施設の使用料減免、スポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努めます。	使用料・手数料等受益者負担適正化方針の改定に当たり、障害者の社会参加促進が妨げられないよう配慮を行います。			施設所管課 (行政管理課)
			本計画の内容に基づく使用料減免については、福東会館条例及び同施行規則に定められており、今後必要に応じて見直しを行います。			(協働推進課)
			引き続き使用料がかからないよう努めます。			(障害福祉課)
			「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」に従い、減免・免除を実施します。			(介護福祉課)
			<b>【西口再開発】</b> 使用料の減免、入場料の軽減については、設備などが具体化してきた段階でプロジェクトマネジメント企業と協議をしていきます。			(まちづくり計画課)
			福生市立学校施設整備使用条例を遵守するとともに、実際の運用については、福生市立学校施設設備使用条例施行規則に基づきスポーツ推進課が実施します。			(教育総務課)



No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	障害のある人の支援	<b>ア 使用料の減免、入場料の軽減</b> 障害のある人の社会参加促進を図るため、市施設の使用料減免、スポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努めます。	平成29年度建築した防災食育センターでは、使用料及び入場料は徴収していません。			(教育支援課)
			「使用料・手数料等に関する減額・免除基準の統一について」に基づき、地域会館及びプチギャラリーの使用料を免除します。			(生涯学習推進課)
			福生市体育施設条例及び福生市体育館条例及び福生市立学校施設設備使用条例施行規則に基づき、適切に実施していきます。			(スポーツ推進課)
			市の「使用料・手数料等に関する減額・免除基準の統一について」に基づき、対応します。			(公民館)
			「使用料・手数料等に関する減額・免除基準の統一について」に基づき、地域会館の使用料を免除します。			(図書館)
		<b>イ 障害者団体等への支援</b> 障害者団体や民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ、芸術、文化事業等の行事を積極的に支援していきます。	障害者団体に補助金を交付して、障害者の社会参加を支援します。			障害福祉課

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	福祉バスの運行	交通弱者である高齢者等を対象に市内の福祉施設を巡回するバスを運行します。	福祉バスを運行します。			介護福祉課
6	避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいます。そのため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	避難行動要支援者の把握に努め、個人情報情報の更新、制度の周知、登録の推奨を行い、支援体制を整備して災害時に備えます。			防災危機管理課
			民生委員・児童委員協議会と協議し、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう支援します。			福祉保健部 (社会福祉課)
			「障害者のための災害時避難行動マニュアル」や「災害時の避難誘導 障害者を支援する時のポイント」をホームページで周知するとともに、窓口配布等を行います。			(障害福祉課)
			避難行動要支援者が速やかに避難できるよう関連機関と連携・協力します。			(介護福祉課)

# 第4期福生市バリアフリー推進計画<40~41項>

基本目標3

情報のバリアフリー

分野1 情報 (1)情報のバリアフリー化の推進

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)		所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		具体的な計画など		
1	わかりやすい 情報提供の配 慮	広報その他、教育委員会や議会も含めた市の情報を提供するには、わかりやすい文章で内容を表現し、字体や大きさについても配慮を行います。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。	全庁を挙げてバリアフリー、ユニバーサルデザイン等を推進するため、全課各職員に対して、『第4期福生市バリアフリー推進計画』の内容等について周知、徹底するよう協力を促します。					全課 (社会福祉課)
2	災害情報のバ リアフリー化等 の推進	災害時においては、文字表示機能を活用し、聴覚障害者への情報提供に配慮し、行政と関係機関、地域住民による協力体制の確立に努めていきます。	火災、大雨、台風などの災害発生時に防災行政無線屋外文字表示板及び聴覚障害者に貸与している文字表示板を活用して、情報提供を行います。					防災危機管理課
3	視覚障害者・ 聴覚障害者へ の情報サービス の充実	図書館における点字図書、録音資料や字幕付きDVDなど視覚障害者や聴覚障害者への情報サービスの充実に努めます。	大活字資料の購入や、障害者用録音資料の購入を行います。					図書館
4	ホームページ のバリアフリー 化等	多くの人が容易に情報を得ることができるように画面の色の使い方等、アクセシビリティに配慮していきます。	平成28年9月に行ったリニューアルをベースに、アクセシビリティに配慮したホームページの運営を行います。					秘書広報課
5	福祉サービス ガイドブックの 作成	福祉サービスの情報等が的確かつ適切に市民に提供できるよう、福祉サービスの総合的なガイドブックを作成し、情報提供手段の充実に努めます。	福祉サービスガイドブックを作成し、適切に情報提供できるように努めます。					障害福祉課
			子育て中の保護者向けに、子育てハンドブックを作成し提供いたします。					(子ども家庭支援課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
6	バリアフリーマップの作成	すべての人が外出する際の参考となるよう、バリアフリーマップの作成について、市民や関係機関との協働により取り組みます。	過去に、市民団体が作成をしていますが、現状、市では作成をしていません。作成の検討を含め、わかりやすいマップ作成の情報収集に努めます。			社会福祉課
7	図書館資料の宅配	身体障害等により福生市立図書館に来館することが困難な方に、図書館資料を自宅に配達し貸し出す事業を実施します。また、宅配事業に準じて図書館資料(点字図書館、市外図書館借用資料含む)の郵送サービスも実施します。	宅配について月に一度、対象利用者を実施します。郵送サービスも随時行います。			図書館
8	対面音訳の実施	視覚障害等により、墨字資料を読むことが困難な方に対し、ボランティアの協力を得て、対面音訳事業を実施します。	ボランティアの協力を得て実施を予定し、バリアフリー体験上映会を行うなど事業の周知に努めます。			図書館
9	ICT機器の活用によるコミュニケーションの充実	タブレット端末などのICT(情報通信技術)機器を活用し、円滑な意思疎通をはかります。	意思疎通が困難な外国人住民及び聴覚障害者と、テレビ電話多言語通訳サービスを活用し、通訳者を介して対話し、職員との円滑な意思疎通を図ります。			市民部 (総合窓口課)
			積極的にタブレット端末を利用し、意思疎通を図ります。			(課税課)
			外国語や手話などによるコミュニケーションが必要な方に対しては、総合窓口課で導入しているテレビ電話多言語通訳サービスを活用していきます。			(収納課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	ICT機器の活用によるコミュニケーションの充実	タブレット端末などのICT(情報通信技術)機器を活用し、円滑な意思疎通をはかります。	日本語で意思疎通のできない来庁者には総合窓口課にあるタブレットを活用し、円滑な意思疎通をはかります。			(保険年金課)
			日本語で意思疎通のできない来庁者には障害福祉課にあるタブレットを活用し、円滑な意思疎通を図ります。			福祉保健部 (社会福祉課)
			聴覚障害者や外国人と円滑な意思疎通を図るため、手話通訳、多言語通訳が利用できる専用のタブレット端末を窓口を設置します。			(障害福祉課)
			高齢者がスマートフォンを使えるように講座等の開催を支援します。			(介護福祉課)
			テレビ電話多言語通訳サービスに手話通訳サービスを追加、活用することで、更に市民との意思疎通を図ります。			(健康課)
			令和2年度に引き続き、外国籍の保護者と市職員や保育士等の十分なコミュニケーションが図れるよう、専用のタブレット端末を導入し、テレビ電話による多言語通訳を行い、児童の病気・アレルギー等の確認や制度等の説明に活用します。			子ども家庭部 (子ども育成課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	ICT機器の活用によるコミュニケーションの充実	タブレット端末などのICT(情報通信技術)機器を活用し、円滑な意思疎通をはかります。	対象支援者に対し、必要に応じてタブレット端末やICT機器を使用しながら対応していきます。			(子ども家庭支援課)
			日本語での会話が困難な児童・生徒や弱視者等の特別な支援が必要な児童・生徒とのコミュニケーションにおいて、タブレット端末の補助機能等を活用して円滑な意思疎通を図ります。			(教育指導課)
			平成29年度に建築した防災食育センターでは、現在計画の対象となる事業はありませんが、今後対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知を図ります。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)

No.	項目	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	ICT機器の活用によるコミュニケーションの充実	タブレット端末などのICT(情報通信技術)機器を活用し、円滑な意思疎通をはかります。	デジタルツールを活用した講座を開催し、操作方法等の支援を行います。			(公民館)
			福生市立図書館ホームページのWebサービスの周知に努めます。			(図書館)